

宜野湾市デマンド交通実証運行支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本公募は、令和 8 年度宜野湾市当初予算成立及び国庫補助金の活用を前提とした年度開始前の準備手続きであり、市議会において当初予算案が否決、もしくは修正された場合、または国庫補助金の決定がなされない場合、もしくは減額された場合にあつては、契約の一部または全部を締結できないことがありますので、あらかじめご留意願います。

1 趣旨

この要領は、宜野湾市デマンド交通実証運行支援業務委託（以下、「本業務」という。）の委託候補者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務目的

本市は、令和 6 年 3 月策定「宜野湾市地域公共交通計画」に基づき新たな交通サービスの導入に向けて検討を進めている。新たな交通サービスの目的として「①交通空白地域にお住まいの方や高齢者などの移動を確保することによる市民の外出機会の増進や社会活動への参加の促進など健康で豊かな生活を支える。」「②既存公共交通を補完することで市内の公共交通ネットワークの重層化並びに利用促進を図り車から公共交通への転換を促進する。」ことを位置づけている。なお、令和 7 年度第一回宜野湾市地域公共交通推進協議会において、区域内デマンド交通を新たな交通サービスとして選定し、現在は実証運行計画の作成を進めている。

本業務は、区域内デマンド交通運行による本市交通課題への効果検証や今後の公共交通の在り方等を検討するために、AI デマンド交通の実証運行を行うことを目的とする。

3 業務委託の概要

- (1) 委託名：宜野湾市デマンド交通実証運行支援業務委託
- (2) 発注者：宜野湾市
- (3) 業務概要：別紙「特記仕様書」のとおり
※特記仕様書は本プロポーザル実施時の内容であり、第 1 位受託候補者が決定した後、提案書の内容を反映し変更する可能性がある
- (4) 履行期間：契約締結の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

4 提案限度額

24,849,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、上記の金額は契約時の予定価格ではなく、「仕様書」に示す業務に要する費用の規模を示すものである。

5 応募資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号から第 2 号までに掲げる者でないこと。

- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (5) 公募開始の日から契約締結までの間に、宜野湾市または他の地方公共団体において、指名競争入札に関する指名停止を受けていないこと。

- (6) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者（以下、「代表事業者」という。）が応募すること。

イ (7) については、共同企業体の構成員の実績数を合計してよい。ただし、同契約業務の場合、実績は 1 件とする。

ウ 共同企業体の構成員は、(1) から (5) の要件を満たす者であること。

- (7) 以下の業務実績を有すること。なお、共同企業体の代表者に限らず、共同企業体の構成員の業務実績でも差し支えない。

業務実績①：地方自治体において導入したデマンド交通のシステム構築及び運用に関する業務

業務実績②：地域公共交通策定または協議会運営に係る支援業務

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に規定する地域公共交通計画、協議会

6 実施要領等の配布

- (1) 配布方法

宜野湾市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は下記配布場所にて配布する。 郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

- (2) 配布場所

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目 1 番 1 号

宜野湾市 建設部 都市計画課 都市計画係（宜野湾市役所別館 3 階）

(3) 配布期間

令和8年2月10日(火)から令和8年2月17日(火)まで
午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く)

7 提出期間及び提出書類等

本プロポーザル参加者は、「参加表明書」及び「企画提案書等」をそれぞれの受付期間内に提出すること。

(1) 参加表明書

- ・受付期間 令和8年2月10日(火)～令和8年2月25日(水)17:00
(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く)
- ・提出方法 持参又は郵送(受付期間内必着)
- ・部数 1部

提出書類	留意事項
参加表明書(様式1)	・要押印

(2) 企画提案書等

- ・受付期間 令和8年2月10日(木)～令和8年3月3日(火)17:00
(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く)
- ・提出方法 持参又は郵送(受付期間内必着)
- ・部数 各10部(正1部、副9部写し可)

提出書類	留意事項
① 企画提案書(様式2)	・要押印
② 法人の完納証明書	・滞納のない証明書であればよい ・発行から3か月以内
③ 会社概要書(様式3)	・市内または県内に本店または支店、営業所がある場合は記載すること。
④ 企業の業務実績書(様式4)	・業務実績に該当するものについて業務概要等記載すること。なお正1部に業務実績が確認できる書類を添付すること(契約書、仕様書等)(写し可)。 ・業務実績①について、5件まで申請可能。 ・業務実績②について、3件まで申請可能。
⑤ 企画提案(任意様式)	・「8.企画提案書の内容」に基づいて作成すること。
⑥ 費用内訳(任意様式)	

8 企画提案書

(1) 企画提案の内容

【業務遂行能力】

- ① 業務の基本認識
本業務の目的や特記仕様書に示す業務内容を踏まえ、企画提案の基本的な考え方について記載すること。
- ② 業務実施体制
業務の運営体制を具体的に記載すること。
- ③ 業務スケジュール
システム構築からセットアップ、運用、効果検証までのスケジュールを記載すること。

【企画提案】

- ① システムの性能・機能
予約・配車・運行システムの機能全般の説明を記載。
- ② システムの操作性（ユーザー、管理者）
利用者向けの画面や管理画面等のレイアウトなど、システムの具体的なイメージがわかる事項を記載。
- ③ システムの拡張性
運行状況等を踏まえたシステムのカスタマイズに関する対応について記載。
- ④ 運行事業者との連携
運行事業者との連携方策を記載。
- ⑤ 独自提案
実証運行にあたり、独自性・実現性の高い追加提案が行われているかを評価する。
- ⑥ 特定テーマについての独自の企画・技術提案
特定テーマ：「実証運行の目的を果たすための展開方針」の推進方策について
※「実証運行の目的を果たすための展開方針」は、令和7年度第1回宜野湾市地域公共交通推進協議会資料（資料4「1. 実証運行の実施方針」1ページ）に示すとおり

(2) 企画提案書作成の留意事項

- ・ A4 版片面印刷とし、企画提案書 20 ページ以内(表紙等を除く)とする。
- ・ A3 版使用の場合は、A4 版 2 ページとカウントする。
- ・ 本文の文字サイズは注記等を除き、原則として 11 ポイント以上とする。
- ・ 綴じ方は長辺 2 箇所綴じとする。
- ・ 本業務に関連する以下のものは市 HP にて公開済。
 - ◇ 宜野湾市都市計画マスタープラン（令和3年度策定）
 - ◇ 宜野湾市地域公共交通計画（令和5年度策定）
 - ◇ 令和4年度宜野湾市地域公共交通計画策定等支援業務委託 報告書

- ◇ 令和5年度宜野湾市地域公共交通計画策定等支援業務委託 報告書
- ◇ 令和6年度宜野湾市地域公共交通計画推進業務委託 報告書
- ◇ 令和4年度から令和7年度第一回までの地域公共交通推進協議会資料

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、「質問書（様式5）」を提出すること。
提出後、速やかに担当まで連絡し受信確認を行うこと。

- (1) 受付期間：令和8年2月10日（火）～ 令和8年2月17日（火） 12：00
- (2) 提出方法：E-mail で提出（E-mail：Toshi01@city.ginowan.okinawa.jp）
- (3) 回答日時：令和8年2月20日（金）
- (4) 回答方法：市HPにて公表する。

10 提出先及び問合せ先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
宜野湾市 建設部 都市計画課（宜野湾市役所別館3階） 担当：大嶺、平良
TEL:098-893-4161（直通） FAX:098-892-4449

11 辞退

応募申込後、都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

12 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル公告 （参加表明書等、質問受付開始）	令和8年2月10日（火）
質問受付〆切	令和8年2月17日（火） 12：00
質問回答	令和8年2月20日（金）
参加表明書提出期限	令和8年2月25日（水） 17：00
企画提案書等提出期限	令和8年3月3日（火） 17：00
第1次審査（書類審査）結果通知	令和8年3月6日（金） ※「13 審査及び受託候補者の選定方法」を参照
プレゼンテーションの実施	令和8年3月11日（水） 予定
選定結果の通知	選定委員会終了以降、速やかに行う

13 審査及び受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

宜野湾市職員で構成する「宜野湾市デマンド交通実証運行支援業務委託 プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において受託候補者選定審査

基準により審査し、受託候補者の選定を行う。なお、審査は非公開とする。

(2) 審査方法

審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施することとし、あらかじめ開催日時を通知する。参加表明者多数の場合は「(3)審査項目及び審査基準」に示す第1次審査（書類審査）により5者程度を選考する。

第1次審査の結果、プレゼンテーションの日程及び場所、プレゼンテーション形式については後日通知する。

日 時	令和8年3月11日(水)予定
場 所	プレゼンテーション会場は後日通知する
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーションは1者あたり、準備5分以内、説明25分以内、質疑10分程度とする。・参加人数は4名以内とする。総括担当者は原則出席すること。・プレゼンテーションに必要な機材としてプロジェクター及びスクリーンは準備するが、その他必要な機材は各自準備すること。・プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うもので、追加の資料や提案内容の変更は認めない（企画提案書の範囲内でのシステム概要説明に関する動画は可能）。・プレゼンテーションの順番は、選定委員長のくじにより決定する。

(3) 審査項目及び審査基準

【第1次審査（書類審査）】

① 企業の業務実績

- ・業務内容は5応募資格要件（7）のとおり
- ・業務実績①は5件、業務実績②は3件まで申請可能。

② 地域精通度

- ・本市内または県内に本店または支店、営業所の有無。

※共同企業体の代表者に限らず、共同企業体の構成員の申請でも差支えない。

③ 価格競争による評価

【第2次審査（提案内容、プレゼンテーション）】

- ・業務遂行能力（①業務の基本認識、②業務実施体制、③業務スケジュール）
- ・企画提案評価（①システムの性能・機能、②システムの操作性（ユーザー、管理者）、③システムの拡張性、④運行事業者との連携、⑤独自提案、⑥特定テーマ）

※評価基準、評価の視点、配点については別紙1参照

(4) 選定方法

- ①各委員が第2次審査項目に示す項目ごとに採点し、1次審査との合計点が高い順に順位をつけ、1位とされた数が最も多い者を第1順位受託候補者とする。
- ②上記①において1位とされた者が同数であった場合、第1次審査と第2次審査の合計点が高い者を第1順位受託候補者とする。

- ③上記②において第1次審査と第2次審査の合計点が同点であった場合、順位を2位とした委員の数が最も多い者を受託候補者とする。
- ④上記③において2位とされた者が同数であった場合、委員長のくじにより、第1位受託候補者を選定する。
- ⑤上記①～④にかかわらず、第2次審査の平均点が60%以上の評価を得られない場合は、選定しない。
- ⑥応募申請者が1者の場合においてもプレゼンテーションを実施し、本業務委託を遂行し完了する能力があると選定委員会において判断した場合、当応募申請者を本業務委託に係る受託候補者とする。

(5) 選定結果の通知等

受託候補者選定後、10日（土日祝祭日を除く）以内に通知する。選定内容については公表しないものとし、選定結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

14 契約手続き

- (1) 選定委員会において選定された第1順位者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、宜野湾市と第1順位者との間で、委託内容の協議が合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者と協議し、合意の上、委託契約を行う。
- (2) 実証運行利害関係者との協議等にて、運行計画が変更となった場合は、市と協議の上、契約内容を決定する場合があることをあらかじめ承諾すること。
- (3) 受託候補者が応募資格を満たさないと判明した等の理由により、契約の締結が不可能となった場合は、次点者と順次交渉するものとする。
- (4) 業務内容の詳細については、提案内容を基本とし、市と受託候補者が協議して決定することとする。ただし、これにより受託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

15 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期間を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 4. 提案上限額に定める金額を超えて見積書を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 契約締結または履行することが困難と認められる場合

16 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提案された企画提案書について、後日、宜野湾市から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 企画提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであ

- り、成果品の一部を求めるものではない。実施要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- (4) 企画提案書作成のために市から提供された全ての書類は、他に使用してはならない。
 - (5) 提出書類に虚偽の記載がある場合、提出された書類を無効とし審査の対象から除外する。
 - (6) 提出書類の作成及び提出に要する諸費用は、全て応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
 - (7) 参加を辞退したものが、これを理由として以後の選定等について不利益な扱いを受けるものではない。
 - (8) 第1位受託候補者の決定後、契約締結までの間に契約候補者が5に規定する応募資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができるものとする。
 - (9) 提案者は書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
 - (10) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルの審査又は議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を無償で行うことができる。
 - (11) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

17 担当部局

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 建設部 都市計画課 都市計画係（宜野湾市役所別館3階）

担当：大嶺、平良

TEL:098-893-4161（直通）FAX:098-892-4449

18 企画提案書の評価項目及び判断基準

別紙1「宜野湾市デマンド交通実証運行支援業務委託 企画提案評価要領」を参照。